

2018年度 立命館附属校 教師塾（新任研修）Ⅳ

附属校教育研究・研修センター

第4回の教師塾は、7月3日（火）立命館大学産業社会学部兼大学院 人間科学研究科 教授野田 正人先生に「学級経営(生徒理解・保護者対応)」というテーマでお話をいただいた。研修内容を下記の通り報告する。参加者は18名（立命館中高3名、立命館小2名、立命館宇治中高5名、立命館慶祥中高3名、立命館守山中高6名）であった。

【研修の記録】

生徒指導における最近の動向として、過去とは様相の異なる注意が必要な生徒指導が増えてきており、2010年の「生徒指導提要」では、生徒理解、組織的対応、アセスメント、特別支援、児童虐待が強調されている。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置が急務となっているとのことであった。

指導に困る事象として、不登校、いじめ、発達障害、児童虐待が挙げられた。不登校の名称の変遷、定義に触れられ、近年では原因の複雑多様化が見られるとのことであった。いじめの定義を再確認し、一般的に考えるいじめと、法律上学校として捉えるべきいじめを明確に区別する必要がある、組織的対応の厳密さと生徒個人に対する臨機応変な対応の必要性について語られた。

生徒指導においては、まずは生徒理解が必要であり、傾聴に徹する必要があるとのことであった。この点において、多くの教員は話を聞くことを苦手としているとの指摘があった。生徒指導における対応は、案件を仕分けしアセスメントを行なったうえで手立てを決定する必要があるとのことであった。

ここで言うアセスメントとは、ある生徒に関する学校内外の情報を収集し、系統的に分析して、その後の具体的な手立てに必要な程度の見立てを行うことである。例えば、不登校の対応の場合、登校刺激をするべき事例かしない方がよい事例かの見極めが重要であり、家庭環境の見極めなども必要であり、心の問題だけではないなど、精度の高いアセスメントが求められる。

アセスメントの分析枠組みとして、過去の経験をもとに分析を行う経験主義的アプローチと、G. Engel が提唱した、生物学・生理学的部分、心理学的部分、社会環境の3つの要素が互いに影響し合っていると考える生物心理社会モデルが紹介された。

他機関と連携するにあたり必要な概念として、要保護児童においては通告義務がある点や、そのうち児童虐待においては速やかな通告義務がある点が確認された。児童虐待とは、(1)保護者が児童に対して身体的に外傷が生じさせる、あるいはその恐れがある暴行を加えること、(2)わいせつな行為をしたりさせたりすること、(3)監護を著しく怠ること、(4)児童に対して著しい暴言や拒絶的な対応をとること及び配偶者等に対する暴力を行うことが挙げられた。その他、要支援児童の場合、市町村への情報提供努力義務があることと、個人情報保護精度の対抗組織として要保護児童対策地域協議会が存在することが確認された。

発達障害と児童虐待においては多動傾向が共通しているが、その対応は全く異なるため峻別が必要とのことであった。虐待を優先するべきであり、虐待の特徴として攻撃性、自傷性、場面对応性が見られるが、一方で発達障害では、恒常的にその特徴が見られる。

実例としての不登校生徒への対応に関して、当該生徒にスクールカウンセラーとの面談を薦めても応じてくれず困っているとの教員側からの質問があった。不登校生徒本人が直接スクールカウンセラーと繋がる確率が低いのが実情であること。そのためスクールカウンセラーと教員と一緒にアセスメントに取り組むことが望ましいとの助言があった。

（立命館慶祥高等学校・関根康介）

（編集 附属校教育研究・研修センター 羽田 澄）